、当該酒類の製造場（当該製造場が体験製造場（構造改革特別区域法第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項及び第五項において同じ。）であるとき、又は法第八十七条の六第九項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場（構造改革特別区域法第二十七条第三項に規定する主製造場をいう。第五項において同じ。）。以下この項において同じ。）

に改める。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百二十八号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第三条第一項及び第四項、第四条の二第三項並びに第四条の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「第一種少額電子募集取扱業者」の下に「及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者」を加える。

第五条第二項中「送信」の下に「若しくはその者に係る特定通知等（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第五条第三項の規定による通知その他財務省令で定める通知又は提供をいう。第五項、第九条の三第三項及び第九条の七第三項において同じ。）」を加え、同条第五項中「もの又は」の下に「その者に係る特定通知等を受け、若しくは」を加える。

第九条の三第三項及び第九条の七第三項中「もの又は」の下に「その者に係る特定通知等を受け、若しくは」を加える。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第四号の改正規定は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

たばこ特別税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百二十九号

たばこ特別税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

たばこ特別税に関する政令（平成十年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八百九十二分の百八」を「九百十分の九十」に改め、同条第二項中「第十一条第二項」の下に「又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第四十九条第二項」を加え、「八百九十二分の百八」を「九百十分の九十」に、「九百四十六分の五十四」を「九百五十一分の四十九」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間における改正後のたばこ特別税に関する政令の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる同令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	第三条第一項	九百十分の九十	八百九十九分の百一
	第三条第二項	九百十分の九十	八百九十九分の百一
		九百五十一分の四十九	九百四十八分の五十二
令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	第三条第一項	九百十分の九十	九百五分の九十五
	第三条第二項	九百十分の九十	九百五分の九十五
		九百五十一分の四十九	九百五十分の五十

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百三十号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。